

鳥獣害対策ニュース

No.8

今回は京都大学霊長類研究所の室山泰之博士により開発されたサルを対象とした京都大学方式電気柵(以下、京大式電気柵)について紹介します。

■防除効果の高い 京大式電気柵

京大式電気柵の特徴は、支柱をつたって登れないように、支柱からネットを吊り下げ、電気柵のロープ、ネットが支柱から離れている点にあります。サルは安定しないネットをよじ登る必要があるため、柵を乗り越える時間がかかり、サルを感電させる可能性が高くなります。

京大式電気柵の防除効果は高く評価されています。特に東近江市のナシ園では、設置から4年間被害がなく、隣接するナシ園では平成18年は主力品種の「幸水」が約5割、「豊水」が約8割被害を受けていることから、その防除効果の高さがうかがえます。

ただし、イノシシ、シカ、タヌキ等によりネットを破られる可能性もあるので、日常の点検・補修は必要です。また、

サルが柵の上を越えて飛び込まないように、木の枝の伐採やたくさんの下草が絡まるとネットが下に引つ張られ登りやすくなってしまいますので、周辺の管理も必要です。

■京大式電気柵の設置経費

京大式電気柵の設置に要する経費は、約150メートル設置する場合で、約21万円、1メートルあたり約1400円かかります。しかし、支柱に廃パイプを利用するなどした場合、経費を安く抑えることができます。

■甲賀町隠岐での事例

市内では甲賀町隠岐で京大式電気柵が設置されています。平成18年6月から設置されたサルへの侵入はネットが破れた穴からの侵入の一回だけで、補修後の侵入はない、とのことです。

側面図



正面図



問い合わせ

農業振興課

鳥獣害対策係

☎ 65-0734
FAX 63-4592

生活環境課より
知っく!

お悩み相談室

生活環境課では日々の消費生活のトラブルや苦情の相談を行っています。気軽に相談してください。

気をつけましょう

住宅用火災警報器の訪問販売

新築住宅に住宅用火災警報器の設置が、平成18年6月1日から義務付けられました。設置場所は寝室と台所、寝室が2階などの場合は階段にも設置が必要です。

既存の住宅についても甲賀市では平成23年6月1日から設置が義務付けられます。

この住宅用火災警報器の設置義務化を契機として、強引な訪問販売や不適切な価格で販売する業者がいますのでご注意ください。

先日、こんな事例がありました。

84歳の女性宅に50歳代ぐらいの2人組の男が訪れ、「自分たちは市役所の下で仕事をしている。住宅用火災警報器を付けないといけないと法律で決められている。付けたか?」と聞かれた女性が「付けていない。」と答えると、「付けてください。」と言い、台所の柱に吊り掛けた状態で取り付けを行った。

女性は請求された23,000円を支払った際、承諾書のよう

な書類に名前、電話番号を記入して押印した。

しかし領収書や承諾書の写しは渡されず、男は「この書類は市役所に提出しなければならない。」と言い、女性宅を出た。

住宅用火災警報器は通常、4,000円から9,000円が中心価格帯で、販売されています。

また、「日本消防検定協会」が性能を確認した製品には、NSマークが入っていますので購入の目安としてください。

なお訪問販売で契約した場合は、クーリング・オフができます。契約書や会社名の入った書類、名刺など証拠になる書類は必ずもらいましょう。クーリング・オフするには、契約内容を記載した書面を受け取った日から8日以内に、契約解除する旨を書面に書いて、販売した業者に送付します。

書面はコピーして手元に残しておき、書いた書面は配達記録郵便で郵便局から郵送してください。

いずれにせよ、突然の訪問販売には十分気をつけましょう。

問い合わせ 生活環境課 生活交通担当
月曜日～金曜日 9時～15時
☎ 65-0685 FAX 63-4582